



平成 17 年 4 月 1 日  
薬食発第 0401017 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

### 採血時の欧洲滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧洲渡航歴に関する問診の強化について」（平成 17 年 2 月 7 日付け薬食発第 0207007 号貴職あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980 年以降通算 1 か月以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせるよう対応をお願いしているところである。

今般、上記運営委員会の方針に沿った措置を実施した場合の献血確保量への影響等に関する調査結果を受け、去る 3 月 31 日に、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において更なる検討を行ったところ、今後の献血の受入れについては、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から、別添（写）の記の 1 のとおりとすることとし、日本赤十字社に対し通知した。については、貴職におかれてもこの趣旨を御了知の上、関係者への周知について特段の御配慮をお願いする。

また、別添（写）の記の 1 の措置の実施により、血液製剤の供給が滞るおそれがあることから、厚生労働省としては、大臣を本部長とする献血推進本部を設置し、関係省庁、関係機関との連携の下、献血の確保、血液製剤の適正使用の一層の推進を図ることとしている。貴職におかれても、下記のとおり献血の推進及び血液製剤の適正使用の推進に必要な方策を積極的に行うようお願いするので、貴職を中心とする対策本部の設置、都道府県行動計画の策定などにより、その実施に遺漏なきを期されたい。実施に当たっては、別紙を参照しつつ、貴管内の日本赤十字社血液センター、医療機関及び市町村等関係方面との連携を密にしていただくよう併せてお願いする。また、これらの実施状況については、今後報告を求めることがあり得るので御了知ありたい。

なお、これに伴い、「献血時の欧洲渡航歴に関する問診の強化について」（平成 13 年

3月14日付け医薬血発第8号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知及び平成13年11月16日医薬血発第63号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知）及び「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化について」（平成15年6月9日付け医薬発第0609003号貴職あて厚生労働省医薬局長通知）及び「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成17年2月7日付け薬食発0207007号貴職あて厚生労働省医薬食品局長通知）は廃止する。

## 記

### 1 健康な献血者の確保

#### （1）若年層を中心とした献血者の確保

- ①効果的なPR活動の実施
- ②高校生献血の推進
- ③献血参加を促すためのボランティア休暇の推進
- ④幼・小児期からの献血教育の推進

#### （2）献血者の効率的な確保

- ①集団献血の推進
- ②都道府県、市町村における献血推進協議会の設立・開催及び関係者に対する周知徹底
- ③日本赤十字社の献血推進活動に対する支援（献血会場の提供又はあっせん、検診医の確保等）

### 2 医療現場における血液製剤の適正使用等の推進

- ①関係団体を通じた適正使用に係る各種指針等の周知徹底（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況も参考とすること）
- ②都道府県ごとの輸血療法合同委員会の設置・開催及び輸血療法に関する実態調査の実施
- ③医療監視等を通じた適正使用に係る各種指針等の活用の推進

		赤血球製剤(照射血合)						赤血球製剤(照射血合)						赤血球製剤(照射血合)			
セナタ名	血液型	適正在庫数	実在庫数	差	保有率	セナタ名	血液型	適正在庫数	実在庫数	差	保有率	セナタ名	血液型	適正在庫数	実在庫数	差	保有率
北海道	A	1,750	1,833	83	105%	富山	A	240	316	76	132%	滋賀	A	210	170	-40	81%
	O	1,520	1,441	-79	95%		O	180	147	-33	82%		O	150	121	-29	81%
	B	1,120	1,252	132	112%		B	120	146	26	122%		B	90	112	22	124%
	AB	610	704	94	115%		AB	60	83	23	138%		AB	60	109	49	182%
	合計	5,000	5,230	230	105%		合計	600	692	92	115%		合計	510	512	-2	100%
	A	1,750	1,833	83	105%		A	260	285	25	110%		A	534	262	-272	49%
	O	1,520	1,441	-79	95%		O	220	270	50	123%		O	431	364	-67	84%
	B	1,120	1,252	132	112%		B	180	284	104	158%		B	336	258	-78	77%
	AB	610	704	94	115%		AB	90	156	66	173%		AB	168	216	48	129%
	合計	5,000	5,230	230	105%		合計	750	995	245	133%		合計	1,469	1,100	-369	75%
青森	A	330	374	44	113%	石川	A	265	95	-170	36%	京都	A	1,800	861	-939	48%
	O	250	308	58	123%		O	215	252	37	117%		O	1,350	685	-665	51%
	B	170	265	95	156%		B	145	117	-28	81%		B	810	857	47	106%
	AB	100	98	-2	98%		AB	75	99	24	132%		AB	540	407	-133	75%
	合計	850	1,045	195	123%		合計	700	563	-137	80%		合計	4,500	2,810	-1,690	62%
	A	240	195	-45	81%		A	380	449	69	118%		A	840	866	26	103%
	O	230	134	-96	58%		O	340	260	-80	76%		O	630	486	-144	77%
	B	170	75	-95	44%		B	295	241	-54	82%		B	420	446	26	106%
	AB	80	54	-26	68%		AB	160	128	-32	80%		AB	210	245	35	117%
	合計	720	458	-262	64%		合計	1,175	1,078	-97	92%		合計	2,100	2,043	-57	97%
岩手	A	500	228	-272	46%	長野	A	300	327	27	109%	兵庫	A	230	149	-81	65%
	O	420	245	-175	58%		O	225	78	-147	35%		O	200	115	-85	58%
	B	260	209	-51	80%		B	150	57	-93	38%		B	130	52	-78	40%
	AB	135	118	-17	87%		AB	75	133	58	177%		AB	110	74	-36	67%
	合計	1,315	800	-515	61%		合計	750	595	-165	79%		合計	670	390	-280	68%
	A	250	248	-2	99%		A	690	366	-324	53%		A	150	51	-99	34%
	O	250	265	15	106%		O	540	266	-274	49%		O	130	60	-70	46%
	B	150	83	-67	55%		B	390	173	-217	44%		B	100	51	-49	51%
	AB	100	117	17	117%		AB	200	157	-43	79%		AB	60	31	-29	52%
	合計	750	713	-37	95%		合計	1,820	962	-858	53%		合計	440	193	-247	44%
宮城	A	250	112	-138	45%	愛知	A	1,200	474	-726	40%	奈良	A	3,764	2,359	-1,405	63%
	O	200	127	-73	64%		O	930	509	-421	55%		O	2,891	1,831	-1,060	63%
	B	150	111	-39	74%		B	630	481	-149	76%		B	1,886	1,776	-110	94%
	AB	80	48	-32	60%		AB	340	247	-93	73%		AB	1,148	1,082	-66	94%
	合計	680	598	-282	59%		合計	3,100	1,711	-1,389	55%		合計	9,689	7,048	-2,641	73%
	A	600	210	-390	35%		A	320	59	-261	18%		A	1,040	630	-410	61%
	O	440	193	-247	44%		O	240	52	-188	22%		O	840	283	-557	34%
	B	360	234	-126	65%		B	160	97	-63	61%		B	550	625	75	114%
	AB	160	73	-87	46%		AB	80	66	-14	83%		AB	320	363	43	113%
	合計	1,560	1,710	-150	46%		合計	800	274	-526	34%		合計	2,750	1,901	-849	69%
福島	A	2,170	1,367	-803	63%	三重	A	3,655	2,371	-1,284	65%	佐賀	A	160	94	-66	59%
	O	1,790	1,272	-518	71%		O	2,890	1,834	-1,056	63%		O	120	68	-52	57%
	B	1,260	977	-283	78%		B	2,070	1,596	-474	77%		B	80	52	-28	65%
	AB	655	508	-147	78%		AB	1,080	1,069	-11	99%		AB	40	38	-2	95%
	合計	5,895	4,124	-1,751	103%		合計	8,695	6,870	-2,825	71%		合計	400	252	-148	63%
	A	450	321	-129	71%		A	169	149	-20	88%		A	370	193	-177	52%
	O	380	242	-138	64%		O	139	91	-48	65%		O	270	78	-191	29%
	B	250	240	-10	96%		B	114	131	17	115%		B	205	137	-68	67%
	AB	120	76	-44	63%		AB	68	75	7	110%		AB	135	49	-86	36%
	合計	1,200	879	-321	73%		合計	490	446	-44	91%		合計	980	458	-522	47%
茨城	A	340	174	-166	51%	島根	A	120	79	-41	66%	熊本	A	200	399	199	200%
	O	280	47	-233	17%		O	90	75	-15	83%		O	150	181	31	121%
	B	190	104	-86	55%		B	60	55	-5	92%		B	100	133	33	133%
	AB	90	66	-24	73%		AB	30	16	-14	53%		AB	60	97	37	162%
	合計	900	391	-509	43%		合計	300	225	-75	75%		合計	510	810	300	159%
	A	410	232	-178	57%		A	520	448	-72	86%		A	260	177	-83	68%
	O	330	397	67	120%		O	390	192	-198	49%		O	190	155	-35	82%
	B	240	151	-89	63%		B	280	311	31	111%		B	130	187	57	144%
	AB	120	87	-33	73%		AB	150	155	5	103%		AB	70	61	-9	87%
	合計	1,100	867	-233	79%		合計	1,340	1,106	-234	83%		合計	650	580	-70	89%
栃木	A	980	935	-45	85%	岡山	A	690	712	22	103%	大分	A	240	130	-110	54%
	O	750	552	-198	74%		O	542	272	-270	50%		O	180	106	-74	59%
	B	530	697	167	132%		B	403	254	-149	63%		B	120	38	-82	32%
	AB	300	228	-72	76%		AB	229	245	16	107%		AB	60	39	-21	65%
	合計	2,560	2,412	-148	94%		合計	1,864	1,483	-381	80%		合計	600	313	-287	52%
	A	840	661	-179	78%		A	210	93	-117	44%		A	350	64	-286	18%
	O	720	459	-261	64%		O	152	78	-74	51%		O	260	156	-104	60%
	B	480	427	-53	89%		B	105	28	-77	27%		B	180	37	-143	21%
	AB	360	307	-53	85%		AB	49	122	73	249%		AB	110	36	-74	33%
	合計	2,400	1,854	-546	77%		合計	516	321	-195	62%		合計	900	293	-607	33%
千葉	A	2,270	1,072	-1,198	47%	山口	A	195	98	-97	50%	沖縄	A	246	196	-50	80%
	O	1,920	1,076	-844	56%		O	155	48	-107	31%		O	212	155	-57	73%
	B	1,260	942	-318	75%		B	1									





平成17年4月1日

薬食発第0401016号

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局長

## 採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成17年2月7日付け薬食発第0207006号貴職あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980年以降通算1か月以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせるよう対応をお願いしているところである。その後、当該vCJD患者の欧州滞在歴等に関する調査結果が明らかになったことを踏まえ、薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会において、当分の間の暫定措置として、1日以上の英国滞在歴を有する者等からの採血を見合わせることとする方針が示されたところである。

今般、上記運営委員会の方針に沿った措置を実施した場合の献血確保量への影響等に関する調査結果を受け、去る3月31日に、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において更なる検討を行ったところ、今後の献血の受入れについては、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から下記1のとおりとすることとされた。

については、下記1の措置を可及的速やかに実施するとともに、貴管下各血液センターへの周知について特段の御配慮をお願いする。なお、採血に御協力いただいている方々に対し、当該措置の趣旨について十分理解されるよう配慮されたい。

また、下記1の措置の実施により、血液製剤の供給が滞るおそれがあることから、今後、下記2のとおり献血推進に必要な方策を積極的に行うようお願いする。これらの方策については、貴管下各血液センターと十分に連携を図り、その実施に遺漏なきを期すとともに、その実施状況について隨時報告されたい。

なお、これに伴い、「献血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成13年3月14日付け医薬血発第9号貴社事業局血液事業部長あて厚生労働省医薬局血液対策

課長通知及び平成13年11月16日医薬血発第62号貴社事業局血液事業部長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知)、「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化について」(平成15年6月9日付け医薬発第0609002号貴社社長あて厚生労働省医薬局長通知)及び「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」(平成17年2月7日付け薬食発0207006号貴職あて厚生労働省医薬食品局長通知)は廃止する。

### 記

- 今後の献血の受入れに当たっては、別表に掲げる欧州滞在歴を有する者からの採血を見合わせること。

(別表)

		滞在国	通算滞在歴	滞在時期
A	①	英国、(フランス) <sup>(注2)</sup>	1日以上 (1996年まで) 6か月以上 (1997年から)	1980年～ 2004年
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、 ドイツ、ベルギー、ポルトガル	6か月以上	
	③	スイス	6か月以上	
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、 フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～ 2004年
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、 サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、 チェコ、バチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、 マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上	

(注1) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

(注2) フランス滞在歴を有する者については、今後の献血推進策の実施による在庫水準の変動状況を見つつ、慎重に本措置を実施することとし、当分の間は、本表に掲げる時期に通算6か月以上の滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとする。

2 上記1の措置により血液製剤の供給が滞ることのないよう以下の方策を実施すること。

- (1) 貴社血液事業本部における緊急対策本部（仮称）の設置
- (2) 厚生労働省等関係機関との連携による献血の呼びかけ強化及び受入れ体制の整備（受付時間の延長等）
- (3) 血液センター所長会の緊急開催及び各血液センターへの指導
- (4) 血液製剤の供給に支障を生じる可能性のある水準（在庫の危険水準）の設定及び当該水準に達した場合の対応に係る体制の整備
- (5) 血液センターごとに在庫状況の迅速な把握を行う体制の整備と在庫状況の関係者への情報提供
- (6) 血液センターごとに隨時在庫不足予報を発出することができる体制の整備
- (7) 在庫不足時には、全国の血液センター間で血液製剤を融通し合う体制の整備
- (8) 医療機関に対する血液製剤の適正使用の要請





薬食発第 0421003 号  
平成 17 年 4 月 21 日

(社) 日本医師会会长  
(社) 日本薬剤師会会长  
(社) 日本看護協会会长  
(社) 日本病院会会长  
(社) 全日本病院協会会长  
(社) 全国自治体病院協議会会长  
(社) 日本病院薬剤師会会长  
(社) 日本臨床衛生検査技師会会长

} 殿

( 厚生労働省医薬食品局長

#### 採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年2月に国内においてvCJDの発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の1のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、下記について、特段の御配慮を賜りますよう、貴会会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

なお、下記の内容については、日本輸血学会等において問い合わせを受け付けますので、御不明の点は別紙連絡先へ照会いただきますよう、併せて周知願います。

## 記

- 1 輸血療法委員会の設置、定期的な開催、適正使用推進への取組（院内の輸血療法の現状把握、問題点の解析及び改革のための院内使用指針の策定、活用を含む。）
- 2 血液製剤の適正使用に係る各種指針等の活用（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考に使用量削減に取り組むことを含む。）
- 3 輸血部門の責任医師の配置、同部門による輸血関連業務の一元化

<照会先>

○高橋孝喜

東京大学医学部附属病院輸血部教授

(薬事・食品衛生審議会血液事業部会適正使用調査会座長、日本輸血学会総務幹事)

電話：03-3815-5411（内線3516）

FAX：03-3816-2516

○高松純樹

名古屋大学医学部附属病院輸血部教授（日本輸血学会会長）

電話：052-744-2653

FAX：052-744-2656

○半田 誠

慶應義塾大学医学部輸血・細胞療法部長 助教授

電話：03-3353-1211（代表）

FAX：03-3353-9706

○大戸 齊

福島県立医科大学医学部附属病院輸血・移植免疫部教授

電話：024-547-1536

FAX：024-549-3126

○佐川公矯

久留米大学医学部附属病院副院長

臨床検査部 教授 部長

電話：0942-31-7650（輸血部門）

FAX：0942-31-7731（輸血部門）

(

(

写

薬食発第 0421004 号  
平成 17 年 4 月 21 日

日本医学会会長  
日本外科学会会长  
日本心臓血管外科学会会长  
日本消化器外科学会会长  
日本胸部外科学会会长  
日本脳神経外科学会会长  
日本整形外科学会会长  
日本産婦人科学会会长  
日本耳鼻咽喉科学会会长  
日本泌尿器科学会会长  
日本血液学会会長  
日本救急医学会理事長  
日本麻醉科学会会长  
日本消化器病学会会長  
日本癌治療学会会長  
日本臨床腫瘍学会会長  
日本小児外科学会会长

殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって、一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月、国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供

給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、下記について御配慮いただくとともに、貴会会員に対する周知方よろしくお願ひいたします。

### 記

- 1 血液製剤の適正使用に係る各種指針等の活用（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）
- 2 貴学会におけるワーキンググループの設置、総会時のシンポジウムの開催、ホームページ・学会誌等への上記1に関する記事の掲載等血液製剤の適正使用に関する議論を促す場の確保